



掛まゝも畏き禊教の主神と持てく大神等  
大御積威し廣大心して素よりくを已む言  
い〜〜奉る〜〜あらびたん〜〜朝夕



神名無林へまのつとて拜とやらいよすも吾門中れ  
其神徳の畧傳をぞ知るべし得ありま  
を以て此度已し其由物せし望をいし  
まに諸書の中し其古傳説のあたらむを此處彼處を  
撰採しと按集めて禊教主神々徳略記とぞ名つけし  
りてし門中し示し多しに於よりくびつゝ云ひく  
一日よりく摺巻と〜〜世に公〜〜せらるる處〜〜と

らをとし極末にものなる事と成なりわたり  
 素より拙き筆のすまじき一あれどもわづら  
 通らぬ文のいふたゞぬたゞつらむいひいふと  
 わづらひもあなれども記事の上よりいふかとも  
 さういふをまじくしるものよそをあれをいふ  
 人よ其心しし後之味へる日次々に正説を得られ  
 しといふは高き神徳をいふ一作さすらふべしと  
 禊教がくし一言をくむ心

明治廿九年四月

禊教管長坂田安治つゝし志らる

正八位多田親愛書

禊教主神神徳略記

禊教管長 坂田安治 著



天御中主大神高皇産靈大神神皇産靈大神の段

天之御中

主神と申すも高天原とて天文家に謂ゆる天極

紫微宮の

所を云ひて其所は陰陽混沌なる神體の立精寂

實はして

臭も無く聲も無き大神無始より御座ませるが

則天之御中主神は在まして其無爲の神徳より皇産靈神  
 男女二柱を生給へるふ此二神の産靈をもて大虚空の中  
 に其状貌言ひがたき一物を成出給ひまゝ此を天日と大

地とに分ち給へり此を天地初判の時といふ

顯宗天皇紀よ月夜見命の御臨み

我祖皇産靈神の天地を鑄造ましし御功ありと御誨しませるの此事あり又同年は天照大御神も此事を御誨あり 玉銚百首よ「諸のな

り出る本と神皇産靈高皇産靈の神の産靈ぞ」とありて信

よ人類の生れ出ること萬物の出来る事みな此二柱の御

靈ふよりて成出る事よて其物を生じ給ふ御徳を稱へて

産靈と申すかり抑も産とともと宇牟須の宇を省ける

語よて物を生じ出來す事なり其も古歌よ石はとかりて

昔のむす迄と云ると昔の生ざる迄と云る意ふるを以て

知るべしまよ今の語は息男息女と云ふも其人の産し成せる子と云意なるをも思ひ合せよ また靈とともと

火と同語ふて世は火ばかり靈妙ふる物もなき故ふ何ふ

まれ奇々妙々ふして測識られぬ事物ふうつし稱ふ語となれり即天之御中主神とこの皇産靈神を造化の三神と稱奉るなり

### 伊邪那岐命天照大御神の段

偕天地分れし時は大地よつきて伊邪那岐伊邪那美二柱、神生坐せり爰ふ此二神は詔命してこの大八島國を生しめ島の八十島外國々をも造らしめ給へるは其時の御語にこの漂へる國を修理固成せとのみ有れど要と人種を生成せとの御語よど有ける其の國土を造り堅むる御事と人民を生成し住しめ給えむとの御心ならむ何の

用とらせむ

こと譬へて家を造ることと必その住しむべき人の事を以て造ると同じ道理なること能く思ふべし

是を以て

伊邪那岐伊邪那美二柱神その大御心を御心として國土を生成してのち直ちに青人草を生殖し然して後よその青人草の蕃息<sup>フセヒコト</sup>り榮ゆべき事をし種々物し給へり其ハ風火金水土の神等を始め數多の神たちを成給ひ日神月神を生給へるも言もて行けバ實ふも人草のためふ成坐せりと申さむも強言よ非ぞ

青人草と云ふと古説ハ人の蕃息とるを青草のまげると譬たる語なりと云へると天の益

人とも云ふと思ふ

と實も然も有べしさて後ふ伊邪那美命も夜見國ふ到坐した

るを伊邪那岐命其國よ往坐して彼處の穢惡よ觸給ひ還坐して筑紫日向の橘の小戸よて其穢惡を禊祓爲給ひて

祓戸神等を生坐し又其禊祓の神事によりて天照大御神

と月夜見命

一名須佐之男神

とを成給ひり

この禊祓の事委しくハ末の祓戸神の段よ云ふを見べし

斯て

伊邪那岐大神天照大御神を生給ひ天日の御國を治し食しめ給ひて御自身も天上なる日の少宮と云ふ御所ふ静まり坐せる後よ天照大御神皇產靈大神の御心として天の下よ蕃息れる人民を御治め有るべき爲ふ大御神の御孫天津日高彥火邇々藝命を天上ふて天皇命の御位よ即け奉り給ひ天の下の大君と定めて此御國へ天降し奉り給へり

これ天子の始めめて此邇々藝命より當今の天子まで七十二世よならせ給へり

給へり

これ天子の始めめて此邇々藝命より當今の天子まで七十二世よならせ給へり抑この邇々藝命と申し奉るも御父神を天

恐穗耳命と申してその稚く御坐せる時を天照大御神つ  
ねふ御脇ふ懐き坐て御愛みまし此恐穗耳命の後神ハ皇  
産靈大神の御女栲幡千々比賣命とまをを神の生坐せる  
玉依毘賣命とまをす神よて其御間ふ生給へりし邇々藝  
命ふ坐す故ふ天照大御神よハ御孫ふまし皇産靈大神ふ  
て御曾孫よ坐せり上代ヨヒコと云へると謂ゆる孫なり後世この稱へを誤  
りて孫をマゴと云ひ曾孫をヒコと云ふ然れどマゴとい  
異子の義よて我が生子より次々の子孫までを廣  
く云ふ言よて孫をのみ云ふ語ゆと非ざるなりさて此邇々藝命の御事  
をし天照大御神も我ぶ宇都の御子と詔ひ皇産靈大神御  
愛しみ坐せる事ハ神代紀ふ皇産靈神特鍾憐愛以崇養焉  
とあるふて知るべし畏けれど世の凡人の上を以ても知

べく孫も生子よりも愛く曾孫も孫よりも愛しと誰も云  
ふを天地人物の本都御祖神と坐を天都神たちふ坐せば  
殊ふその御慈愛の深くおはし坐こと申すも更なり各々  
ぶ心ふ準へても想像り奉るべし斯てその天降し給へる  
時ハ邇々藝命いと幼稚く御在せしを天上ふ在せる神よ  
ちの殊ふ卓れたるを盡く附屬たまひ眞牀衾と云ふを覆  
ひ奉りて御許を放ちて天降し給へりし神慮ハと申せば  
青人草を平穩よ治め給む神慮より外なし又邇々藝命  
幼稚く御坐在つゝも其御祖神よちの御言のまにく其  
御許を離れて見もあろし召ざる此御國へ天降ませる事

天照大御神皇產靈大神の大御心を御心とし給ひ天下の人民を恵み治め給えむとの御事なり

天照大御神の青人草を愛し給ふことと穀物の種とも御覽せざる時此物等の字都志伎青人草の食ひて活べき物ぞと宜へる一事をもて悟るべし此と只は食て活べき物ぞと宜むるの御身づゐらの上よか

れど青人草のどのたまへる其大御心いと著明に知られたりかくて世の青人草の成出しもごと

皇產靈大神の御靈に頼りて伊邪那岐伊邪那美神の生成し給ひ天照大御神に屬し給へるをまた其詔命に依て邇と藝命より次々天皇命の知り治め給ふなれば實ふは國土人民ともに天照大御神の御物にて天皇命に其を治め給ふ御職に坐こと著くかつ國土人民の天皇命に御坐すなりさて邇と藝命の天降ます時は御祖神たち此國土

を治め給えむ御政事の方をも委曲に論し給へるが其趣何ふ有しと言ふに世ふある事ハ盡く天神地祇の御靈も資ことなる故ふ神祭りの事を專と御傳へましまづ荒ぶる神ハ祭り和めて崇あらせむ諸神等を夫々ふ齋ひ祭りてその御惠のいや益々ふ加るべく御定めませり其みな天の下の青人草をまつろへ恵む給ふ御態より他の事なく外國風の小賢しき教へも更ふかし

然れを祭事やがて御政事の本ある故に天下を

治め給ふ事を用ふる政の字を即マツリコトと訓むとふ古説も實に然る説よぞおぼゆるかくて邇と藝命より次々

御代々の天皇命もその御由緒の如く御行ひありて神事を第一ふなし給ひまづ上古ふは天皇御みづゝら神事

を成されて天下の人民の衣食住ふ安<sup>やす</sup>然<sup>ぜん</sup>ならむ事を御祈りまして年ごとの六月と十二月との晦日よハ天下よ有ゆる人民の枉事罪穢を拂ひ給とむ爲よ大祓と云ふ神事を行給へり

### 須佐之男神の段

須佐之男神こそ前段伊佐那岐神の天照大御神とこの須佐之男神を生給ひし事ハ禊祓の神事の最も貴き所以にしてそハなほ祓戸の神の段よ謂ふを見るべし記傳よ人ハ人事<sup>にんじ</sup>を以て神代を講るを世の識者神代の妙理の御所爲を講ることあふとず此を曲て世の凡人のうへの事よ我ハ神代を以て人事を知れりいでそのお

もむきを委曲<sup>いじく</sup>小説むふも凡て世間のありさま代々時々

ふ吉善事凶悪事つぎくふ移りもてゆく理も大きかる

も小きも天下よ開かる大事より民草の身よのうへの小事よ至るまで悉よ此神代の始の趣よ依

るものかり其理ハ女男大神の美斗能麻具波比より始まりて島國諸の神たちを生坐し今如此三柱の貴御子神よ

分任し賜へるまでふ皆備とれり此間のつきくの事どもの趣を以て世の人事の萬のことわりを知る

べきあり

其ハまづ美斗能麻具波比ありてより國々神々を生坐る

までハ皆吉善ふるを但し初よ女男の御言擧の先後の違へりしハ凶悪の根ざしとやいとまし火神の生

坐るふ因て火と世中の大用をみす物あることハさらよもいとず此神の斬られたまへる血より成坐せる神よちも大功をみし給ふされを此火

神の生ませるも 御母神の神避坐し、世の凶悪事の始ふり

かくて黄泉國もかく凶悪ふ因て女神の移り往て永く止

坐國ふるが故ふ世間の凶悪の歸止る處ふして又世間の

凶悪の出来る處ふり 女神の火神を生坐るまで物を成す善神なるを此黄泉國に入坐して止まり坐て悪神となり給へりかの

故國の人草一日ふ千頭絞殺さむとあるこれ悪神ふなり給へるふて觸津日神の生坐すべき根なり

さて男神も彼國ふ追往てをいろふ凶悪ふ觸たまへるも

世間ふべて凶悪にふれるなり かの天照大御神の志をらく天石屋あ

れし時あるなどみな此理ふよれり抑男神の物を成しふ成したまひて始終どはりて善神なり然れども中間あいさゝる此穢惡ふ觸たまへるの世中さま善き中よも必い

さゝるの悪しきとまじらでとにあらぬ趣なり されど男神へ速く顯世に還坐て御禊志

たまふ 是凶惡より吉善ふ移る爲ふして世中ふ凶惡を直して吉善事を行ふべき人の道の此理ふ因れり 其時ふ先觸津日

神の成出坐るも全彼黄泉國の穢惡に因れるを 穢の凶より吉ふ移原ふ

るが故ふ先其初ふの此神の成坐るありさて世中ふ凶惡事のあるとみる穢惡より生れる此神の御心あり 其穢惡を祓ひ清め

直して 方ふ直したまふ時ふあたりて直毘神成坐し既ふ直りたる時ふ伊豆能賣神成坐せり 此三柱貴御子神の生

出坐て 然れども此三柱の中よもあは須佐之男命の惡神ふまして荒び傷害ひたまふとかの伊邪那岐大神の始終善神ふましませどもなほ志をしの穢惡

ふ觸たまひし理ふよれり つひふ天照大御神の高天原を所知看す又全吉

善ふ復れるふて さてあは此大御神すら須佐之男命の荒びふ得地たまえで志をらくの障られたまふこともありし世中ふ大乱大逆

事も必あくてのにあらぬ理よて其理の皆黄泉の凶惡より出るあり然れども大御光のつひふ障られとてたまえずほどなく吉善ふ立復りて又明らけく無窮ふ世を御照

し坐まして皇御孫命此天下を所知看て 此れぞ此世間のあるべき趣

かりける 古今治乱吉凶うつりかゝるよるづの理の悉く此上件の趣ふよることあり されば此次第の趣を

熟く味ひて世間のあるかたち何事も吉善より凶悪を生



二柱神諸神を生たまへる吉善ふよりて女凶悪より吉善を生じつ

伊邪那岐命黄泉の穢れを觸たまへる凶悪ふよりてこそ御願して月日神互ふりつ

りもてゆく理をささるべく 人の生死一日の夜晝一年の春秋あるも此

事も無くての 又然凶悪のあれども終は吉善は勝事あた

ざる理をも知べく かの女神の願國の人草を一日は千人殺したまへを男神

又出坐て永く世を御照し坐し須佐之男命の逐てられたまふもこの理あり 又人

ハ必凶悪を忌去て吉善を行ふべき理をも知べきあり 伊邪

那岐命の黄泉の穢れを忌避して御願したまふ是あり後須佐之男命の二たび逐て

の理ふよれることあれども彼大神此御願をもて世人は凶悪を忌去て吉善を行へど

己命の御心から爲たまへれを世人も亦其如くよて産巢日神の御靈ふよりて凶悪を

きらひて吉善をあすべき物と生れたれを誰が敢ふとなければそのつらそのわ  
きためりあるものあり然れども又其なすわざ必吉善のともにあらずそのつら凶  
悪もまじらでいぬは是たかの大神も一たびの黄泉も入て穢れを觸 奇し  
たまひ又三柱貴御子神の中よかは須佐之男命のまし坐す理よよれるあり  
きかも靈しきかも妙なるかも 凡そ世間古今萬事此  
理よもるゝことあし

大國主神の段

大國主神の出雲國の大社小鎮座を大神ふて速須佐之男

大神かの奇稻田比賣ふ御合まして八島篠見命まこの名

も八束水臣津怒命を生しめ給ひ此神の御子小天尊根命

あり大國主神の即この葺根命の御子なり御母の刺國若

比賣命と申せり 大國主神を直は須佐之男神の御子と申し或は六世孫 抑

須佐之男命かの石屋戸の事とみて後よ千座置戸の祓事

よよりて御心清々志くかり給ひて高天原を降りまし天  
の壁立かぎり外國々を見巡りて出雲國ふ還り著給ひか  
の手摩乳足摩乳が請ひの隨ふ八俣の遠呂智を斬りて所  
思えず天村雲の神劍を得ましその御子御孫ふどの國作  
り給ふを見立年久しく此國ふ御坐せるがかの神劍をば  
御孫葺根命を天上よ遣して天照大御神に獻り給ひ御曾  
孫よ大國主神生坐て後ふ豫て所思せる如く根國ふ入坐  
せりき  
其の大國主神稚立より遂に功成給ふべき神性なる事を御  
覽し定め給へる故なること古史傳等の説を見て知るべし斯て大國  
主神ふ庶兄弟八十神ありしが共ふ謀りて大國主神を殺  
し奉らむと爲けるを須佐之男大神の坐を根國ふ到坐し

てその御女須勢理毘賣命を御妻として大神の御靈の御  
璽する生太刀生弓矢まゝ天沼琴を賜り坐て彼庶兄弟た  
ちを悉く追撥ひて伊邪那岐大神まゝ其祖神たちの作竟  
給もざる國處をみな造り給ふ此時ふ少彥名神外國より  
來坐て助け給ひ此神まゝ外國へ往坐て後よ大國主神御  
自らの和魂大物主神の既く外國へ往坐たりしが還り  
坐て共々よ堅め給へり  
少毘古那神大物主神のことの玉璽の大社三社  
を拜す詞の所よ委しく出より付て見るべし

かくて世の人種の便りとふる事をし種々始め給ひ大八  
島國の大國主として出雲國ふ御坐けるふ天照大御神皇  
産靈大神の御命もて天穗日命また武甕槌神經津主神ふ

ど遣として大八島國を治むる顯明事を皇美麻命ふ讓りて幽冥事を治すべき由を詔しめ殊は重く御あしらひ有しうば此御國を皇美麻命ふ奉りて須勢理毘賣命と共ふ杵築の大神を本宮と定めて無窮は幽冥事あるし看す事とも成りぬ是時よりぞ幽顯をじめて別りける玉銚百首は「八雲たつ出雲の神をいうに思ふ大國主を人不知らずやも」解ふ出雲の神は杵築の大神なり大國主をとも唯は「大國主命といふ御名を云へるのよは非ぞ是も葦原の中都國天下を經營し領じ坐ましし國の主なる神ある物を」と云ふ意かり人を知らざやも人不知らぬ」と云ふ

意ふて世の人々かく尊く重き神よて坐ますを其とも知

らざよ居る事うと深く咎めたる詞あり

一首の意は出雲大神の神を七人々と何よ心得

て居るぞ此神の天下を經營し給ひ領知し給ひし國のあるじ大國主神よ坐ませと天下の人必いつき奉らで叶はぬ神ある物をそれと知らぬると云るよて世人の出雲の大神を必尊敬し奉るべき事を知ざるを深く歎きて詠れしありと釋たるが如し

抑この大神の尊きことと國土を經營まして大國主と坐し故のよからざ世の顯明事とて國民を治め給ふ御政の現事をこそ皇美麻命ふ讓り白し給へれ幽冥事とて國の治亂吉凶及び人の生死禍福かど凡て誰が爲と態とも知らざ行ゆる、神事の原を裁判し給ふ大神ふ坐す故は常は禮拜し奉らで叶はぬ神かり是をもて玉銚百首ふも

「目よ見えぬ神のこゝろの幽事ハかしこき物ぞおほよな  
思ひそ」と詠れたり神の心の幽事とハ大國主神の幽世ふ  
坐て治たまふ神事をいふ其と誰ぞ爲を態と顯よ知れぬ  
事ある故に目よ見えぬと云ひ神代紀よと幽事と書れた  
り畏き物ぞと恐るべき事ぞとなりおほよな思ひそと  
鹿畧よ思ふふと言れしなり然ると此現世ふ目よ見ゆる  
事どもと假令恐ろしとも人よ知らるゝ悪事をせねば世  
の咎めを受ること無れど人の得知らぬ悪意悪事と目よ  
見えぬ神の憎みを受る事よて一條兼良公の神代紀纂疏  
よ人爲悪於顯明之地則帝皇誅之、人爲悪於幽冥之中則鬼

神罰之、爲善獲福亦同之と信よ此語の如く易よ知るゝ悪  
事の有ると顯明ふ上より罰し給ふを陰よ知れぬ悪事の  
有るハ人こそ知らぬ神を欺くこと能はず幽冥より神の  
御覽して冥罰を行ひ給ふ事をかしこみ慎むべきことお  
り凡そ人その實徳を修せむと欲するよ幽冥よ愧恐るゝ  
といふことを心得る時と決めて悪き事の爲られぬ道理  
ふれば其幽冥の原をあらしめす大社の神よ誓ひて其實  
心を琢く時と大凡道ふ違ふ事おし殊ふ此現世ふ居る間  
と長くとも百年を多くと越えぬを此世を退りてと永く  
大國主神の幽冥ふ歸して其御制めを承給むる事ふれば

常は拜と奉るべきは勿論の事あり

### 祓戸四柱神の段

前段伊邪那岐命の所は説しごとく夜見國は往坐て彼處の穢惡は觸給ひ還坐して此所の阿波岐原ふて其穢惡を禊祓ひ爲給ひて祓戸神のちの生坐る事も神代紀不明かりさて阿波岐の事くさく説とあれど玉櫛は萩かりと云るふ從べし禊字をミソギと訓むも身滌よて水ふかつきて滌ぐを云ふ禊字をハラヒと訓むも拂ふり

本居宜長大人云ふ美言岐之必水邊に出てするを限りて今も思明あり海川の邊に清まるとりまた許里と云て水浴ることあると禊の意あり許里と川降の約まりたるあり波良比の水の邊よてするをも然らぬ 祓戸神たちと大禊詞は御名の出たる瀬織

津比咩神速開都比咩神氣吹戸主神速佐須良比咩神四柱

これなり此は伊邪那岐命の甚く豫母都國の穢惡をさら

ひ給ふと櫛原よて身滌たまふ其御魂の凝分りて成坐る

神等ふる故は其由來のまにく世は有ゆる枉事人の身

に係りとかゝる罪穢禍事も盡くは拂ひ清め給ふが故

よかく申と事ふるが其本も邇々藝命御天降りの時よ天

皇祖神たちの高天原は其事を始給ひて葦原中國よても

如此ものし給へと御教へ坐る大禊の神事をまねび奉る

事ありさて玉銚百首は家も身も國もけがをな穢とし神

のいみ坐すゆゝしき罪を

禊は穢を洗ふ事なり其穢は神のいみ悪ひ給ふ思しき事とあり罪をのを罪ある

ものをと云意あり身も清く行ひ家をも清浄にして萬づも穢のみまやうよせよとな  
り國も穢するどの一郷一郷いひ合せもてゆるを一國中けがるゝ事なく清浄あらむ  
また國を有つ人のいましめよも有べし國の内けがるゝ時國の災あるべけれを  
り一首の意穢之神のいたく思きらひ給ふ罪あれを身も家も國も穢さぬやうよせよ  
と云

また「穢をし罪とも志らふ禊ぶざて黙止ある人を見  
るがいぶせさ

解まらふと不知と云ふことあり黙止あると云ふべき事をせ  
ずよ其まゝ在を云あり俗よも爲べき事をせずよ居るをたまつ  
て居るといふ是ありいぶせきと穢悞の字をかきて心の内よもやもやと思これ  
つばりとせぬを云あり此よての穢がずて在人を見てのきたなくむさく思とるゝを  
云あり一首の意物の穢をそれ罪咎ども志らずして身「また罪しあらば  
穢をもせずよ徒よあるを見れを快あらず思とるゝ由なり

清き川瀬よみそぎして速秋津姫よもや明らめよ

罪とを穢を云ふ上  
の歌よも見ゆり穢を罪と云ことなど大祓詞後釋よ委く脱れたり速秋津姫の即穢  
戸の神の一神なり祓戸神四柱の中よ分て此神のことを詠れしと清まる方よの殊よ  
功の有る故なり其の古史傳よ付て見るべし一首の意人もし  
穢あらむ清き川瀬よ下たち身滌して速よ穢ひ清めよとなり

また「枉事を身  
滌せれこそ世を照す月日の神も成出ませれ

身滌せれこそ  
身滌し給ひたれ

をこそなり成出ませれの生れ出給ひたれと云なり伊邪那岐命その穢禊事を穢清め  
給ひたれをこそ天地よ耀きて世を照し給ふ日月の神の出生し給ひたれ然れを世人  
も身よ穢の有む時の身そぎ穢を去て速よ拂ひ清むべき物ぞとなり彼百首よ「穢賢木  
伊豆の御靈と天地よいてり徹らす日の大御神」と云歌を巻頭よちき此歌を巻尾よ詠  
れし解よも云る如く

なご詠れたる歌ごもの意を常よ思ひて

朝夕よ過犯せる罪穢を攘ひ給む事を祈り白すべき事

かり然ると何よ其の行を慎む人かりとも自らら知て犯  
す事こそ無るめれ心よ得知らで過犯す事も必有りと心  
得べし其の所思ざる穢惡よふれ穢火を食ひまた天地の

神隨ふる道よ違ひ或も人まゝ物の爲よ善からぬ事を知

らず行ひて其心裡よ思ふ恨を受けて有らむ事も測られ

ざ然れを穢處の神よちふ日よふ其過犯しを穢ひ給む

事を祈り白して得知らぬ罪をも除うざバ有べからざ上

も云る如く善らぬ事と知つゝ行ふを悪といひ知らずして善らぬ事あるを過  
と云ふ然れを悪と云ふまでの事いなくとも離しの人も過さしと云がたし但し

此も身の行ひは属する罪の議あるが其行ひの穢悪をし

祓ひ清めて心さへは浄まる事とまづ此祓ひの神事を須

佐之男命の天津罪より始まれるが此祓を受給ひて後

其御心直り給ひ我御心者安平爲焉とも我御心須賀須賀

斯とも宣へるを思ふべし然れが其行ひの穢悪も更ふり

枉神の心と種々の曲れる事と率れる穢悪も此神事よ

りて攘ひ直さを直るべきよこそ是を以て玉銚百首よか

ら心直し給へと大直日神の直日をごひ祈奉れこと解は直  
日神と古事記

は伊邪那岐命の御滌の段は爲直其禍而所成神名大直毘神次伊豆能賣神とありて世  
間の万づの悪きことを直し給ふ神あり然れを人の心も染つきて離れがさく退  
がさき漢意を直し給へと大直日神の直日をごひ願ひ奉れとあり直  
日をごひ祈ると物直し給ふ神靈を祈り願ふありといへるがごとし「伊豆の賣

の伊豆の御靈を得てしあらがからの曲れること悟りて

む解は伊豆の賣之上の注は引出る伊豆能賣神ありいづの御靈は清淨明白ある  
神靈を云あり我の曲れる事と漢意の直らざ物を強たる事を云あり一首の

意直毘神と祈り願ひて其直毘の御靈よりて伊豆能賣神の清淨ある  
御靈を得らむ物あらむ其時ぞ漢意のわるき事を悟るべきとありなど詠み

て其旨を誨されより大直毘神とあると即謂ゆる伊吹戸

主神伊豆能賣神とあると即謂ゆる速秋津姫神よて共

祓處の大神とちかり世の生學者とち心をも滌ぎ淨むる

と云類の説をを総ての心法ふと云ふ理よのみ思ひふ

して一向よ用ふまじき事の如く云ふもあれど其を僅

古道の肌體を見て其精神を伺ひ知ざる未しき言よこそ  
猶云も、本居宣長翁の歌も「天照らを神の授けし眞白玉  
ひうり見ねばや人の知らふく」と詠れよる有り  
抑人の精神も天津神よ

り賜とりよる物みれを我物みながらも人々大切を尊抱敬持すべき事あるを其眞玉よ  
元より身軀の内よ在て眼よ見ざる故よや鹿略よ思ひて穢惡よふれたるを祓ひ清め  
むとせず浮れ俗得ふをも相き鏡めむとせず謂ゆる眞一の道を守り心法修行  
すべき理を知らざるが非事ある由を晦さむとて詠れたるあり熟く味ふべし 俗の  
儒者佛者ふごと唯よ心法修行の議のみふして身滌祓の  
外行を修せざまた神道者流も唯よ身滌祓の外行をのみ  
修すとも云へど内行を力めずこも共よ禊祓の眞旨を知  
ざる物かり其を謂ゆる行觸來觸眼借口借屎戸血汚ふど  
も外よ属る穢惡ふるが傲慢貪淫憎妒ふども内よ属る穢

惡ふれば祓處の神よ誓ひて此内外の穢惡を共よ攘ひて  
清淨しく務むるぞ眞の禊祓かりける  
いゝで眞の古道よ志あらむ人の内外を淨むる行ひ

を務めて眞の禊祓よ至らむ事こそ願としけれ さて祓の字も字書どもふ除惡祭也除災  
求福也ふど註し禊字も除惡祭名三月上己臨水祓除不祥  
也と註せり然れば波良比美曾岐よ此二字を當よるも孰  
當れり 然るも其本よよりて云とき之實よの彼國よかゝる神事どもの傳之れる  
と我皇神たちの早く傳へ給へる物あり是らの神事のあるを以て彼國も  
その往昔のさかしら無ししこと知べし其古道を傳へたる玄家の學  
よと殊よ禊祓の旨を精く開示せり其由の赤縣大古傳よ付て見べし まよ印度  
よも最古く謂ゆる梵士らの行ふ道よ禊祓の事ありて此  
を懺悔と云へり然るも其學ぶ吠陀論中よ懺悔の目あり

三藏法數よ懺悔語具云懺摩華言悔過今云懺悔者華梵兼稱也懺名修來悔名改往と見たり悔と我が過を知るをいひ懺と罪を白狀してわぶるを云ふ



百論、疏と云ふ物、恒河、吉河、入中洗者、便得罪滅、上古聖人、入中洗浴、便得聖道、故就朝暝、及日中三時洗也、と云る、よて知るべし、印度は此事の有も亦わが皇神の傳給ひし道あること、印度藏志に付て見るべし、梵士の古法を斯の如くかりしを佛法よも其道を竊み用ふれど、唯は罪過を發露とる耳、ふて河ふ入りて洗浴ぐ事を爲ざるあり、唐土天竺ともに此事の傳せれるを我が皇神の道の彌綸せるよて、祓處の神よち皇國の禊祓よのみ幸へ給ふよ非ず、他國よて行ふ禊祓よも其穢惡の清まる事を皆この皇神よちの御惠あるを外國人どもの然る事と知ざるを、然も有べし、皇國の人よして此由緒を知らざらむを、最も淺まし

き事よざりける

然れを今の世までも公廷よて六月十二月の晦日よ天下の百姓の罪穢を拂ひ給ふ爲よ、天都御祖神たちの大詔命の

まよく此神事を行ひ給ふ事の御惠ををし深く辱み奉り人よ其御わざよ效ひ奉り各よその分よは執行ふべく又さらぬと世よも神社などよて夏越の祓大晦日の祓とて執行ふ事ある場よ集ひて其神事よあひまた此神たちの拜を缺ず常よ右の意をへを思ひむこと神の道の第一義よこと さて此よいと

宜き因ふれば、謂ゆる忌服まよ穢氣の事をあらく記し辨へむ、ふまづ忌と云ふを則字の如く親よも有れ餘の親屬よもあれ身まうりする其みぎり忌慎みて居る間を云ふ事よて此を古の御令を考ふるよ、今とハ日數いさゝら異ふれども、朝廷よ仕奉る人をむ其こもり居る日數を其親疎よ依て定め給ひて其日數の間御暇を賜りたる物ゆゑに此を暇と云へり、暇を假と書くも同じ事あり誤りよハあらず まよ服と云ふ其

忌こもる御暇の日數は依て此も日數を定給ひて其日數の間を鈍色といふは染たる布の衣を著る事なり其鈍色といふも今の鼠色の事なるが其も其血縁の親と疎きと依て其色はこき薄きの定まりもあり此みも親戚の思ひは依りて美服を著る心もふき人情を本として定給へる御制なり

神世と更なり最上れる世と物ごと大らるる人情するは厚るりけれを服忌あどの御定あくても神は仕へ奉る事と穢く禮あき事無りけむを中頃備佛の道渡り來しより人心まちくまわろ疾く成行て忌慎むべき事をも粗略あしつゝ神事仕奉るも皇は事うまつるもあはらぬ非事あど出來し故は自ら嚴ある御定あくてと有るまじく斯くと爲し給へるあるべし此と神の御心ある事上下云へる説どもと思ひ通して辨ふべし

歌文

藤衣また墨染の衣ふと云るも此服の事なり扱この服を著て居る間の日數を服と云ふなり斯て右は云る暇の

日數だは過れを喪衣を著たる人といへども事は依りて其ふがら内裡へもまた其の官廳へも參入たる事あり然るを中頃より父母の喪も除服せよと仰出されて右の服を著る事を除させらるゝ事とも成たる故は後ハ公家さまと云へども喪服ふがら出歩行ことを無く況て下さまよて服を著る事を絶する故は其服と云名目の謂をさへも今の人と知ざる如くも成されど中昔の頃と下と云へども必右の如く有しかり扱今官府はて忌服と云て其忌の間を官務をせざるも古暇と云て御暇を賜とりたる趣あり又仕官からぬ庶人も忌服と同じ

事よてまづ父母と忌五十日服十三月父方の祖父母と忌  
 三十日服百五十日母方の祖父母と忌二十日服九十日ま  
 た養父母と忌三十日服百五十日但し遺跡相續或の分地配當の養子の忌服實父母の如し繼父  
 母と忌十日服三十日嫡母と忌十日服三十日離別の母忌  
 五十日服十三月曾祖父母と忌二十日服九十日母方の忌服あし高  
 祖父母と忌十日服三十日母方の忌服あし父母の伯叔父姑と忌二十  
 日服九十日母方の舅姨と忌十日服三十日また兄弟姉妹  
 と忌二十日服九十日異母の兄弟姉妹これと同じ從父兄弟姉妹と  
 忌三日服七日母方も同じ甥姪と忌三日服七日姉妹の子も忌服同じ但し異父兄弟姉妹の子の  
半限をうくさて夫と忌三十日服十三月妻と忌二十日服九十日

嫡子と忌二十日服九十日但し女子の最初も生れたるも末子も准ず末子と忌十日服  
 三十日養子と忌十日服三十日但し家督たる時の嫡子と同じ嫡孫と忌十日  
 服三十日末孫と忌三日服七日女子の初も生れたるも末孫も同じ曾孫立孫い  
 づれも忌三日服七日夫の父母と忌三十日服百五十日妻の  
父母の忌服あし七歳未満の小兒と忌服あし然れども父母と三日  
 遠慮八歳以上の定式の如し但し七歳以下小兒の方よても服忌あし然れども父母死去の時の五十日遠慮其外の親類の一日遠慮すべし聞忌と  
 遠國よて死去たる者月日經て告來ると云へども父母の  
 忌服と其聞たる日より定式の通り受べし自餘の親族と  
 聞たる日より忌服残りの日數受る事かり忌の日數をき  
 て告來ると一日遠慮すべし服明たるもこれと同じ○上よ擧たるも服

忌令は記し有る所ふるが猶くさく巨細ふる差別も無  
よも非ねど大概は斯の如くよてかの天和三癸亥年六月伊  
勢両宮の禰宜等より申上られたる暇服令の趣も大らう  
同じ事ふれど誰しの人も此御定を承賜とりて假令古の  
趣との違ふとも時々の御令よてそれ即神の御心ふる事  
ふれど嚴小謹みて神拜よと殊小忌畏むべき事よこそ然  
るふ世よ巫祝者流生狡志き輩ふと忌穢と云ふも無き事  
ふりと云も甚も太じき狂言ども其者どもの説を聞くふまづ忌と云  
字と己が心と書く故に忌穢と云こ  
どの神の忌給ふも非ず己れが心より起る己が心よ穢と思えぬを神の忌給ふ事  
あしされを一切成就被るも極めて穢きもたまりあけれを穢き事の有らじ内外の玉  
がき清くきよしと有り然れば穢と云事の己が心の迷ひより起る事よて神よ穢の忍  
ごさく極めて穢きも心よ溜ねを穢とあしと云ふ事ありと云ひ又かの六根清浄被の

文と云の巫學談弊論へる如く古の物よ非ず佛教の意を取りて吉田家よて作りた  
る物ある故に正しき古書よ見ゆざるよまづ其名を六根清浄被と云も即佛語よて  
六根どの眼耳鼻舌心意の六つを云て佛書中よいと多く又其文よ目よ諸の不浄を見  
て心よ諸の不浄を思はず耳よ諸の不浄を聞て心よ諸の不浄をきるはず鼻よ諸の不浄  
をかきて心よ諸の不浄をかかずあど云もみお密宗の佛語あり然るあ彼らかやうの  
由緒を知らず神前よて此文を讀むの言てあらぬ事をがら知らぬが故の事よも有  
べけれどかやうの物を據として穢と云ふのなき事なりと云の公の御掟よも乖へる  
頭人なりまた上の内外の玉垣清く浄しとあるの即佛書なる内清浄外清浄と云こと  
を取て作りたる文なるが殊よ内清浄どの彼謂ゆる目よ諸の不浄を見て心よ諸の不  
浄を見ず耳よ諸の不浄を聞て心よ諸の不浄をきるはずと云やうよ内を清くするを云  
ひ外清浄どの万の穢を思え慎み清く物をまつらふ事をいひて專同じ心なり然れば  
己が據とする文の悉く佛語より出たる事なるをさる事とのまらざして神道を説く  
あど云の甚片腹痛き事よこそ又女も月水の穢を忌むと云へど穢よ非ず  
参官するとも苦しからずふと云も是まよ甚じき非事ふ  
り然るも神の甚く忌給ふ物ふる上も神の御國の神の御  
民と有む者のゆめく輕慢よすべき事よ非らず

産土神の段

宇夫須那といふ語の正しく所見するも尾張國風土記

葉栗郡若栗郷宇夫須那社廬入姫誕生の地也故有此號と

見えそを神名式に宇夫須那神社と出されり神字類編に此神社と手力雄

命ありといふ説あり廬入姫の誕生より社号を宇夫須那と稱せるもや此姫の景行天皇の皇女ありと云へり此とさる説あがら若くは御産の安らむ事を祈りて手力雄命の加の石戸を開たまひし事などを思ひて此時こと更ふ祭り給へるも有るべし但しこも廬入比賣命の産土

神にこそ有れ今云ふ産土神と誰にまれ其生れする土地

の鎮守を申せり其生れし土地を宇夫須那といへる例を

推古天皇紀三十二年の所に蘇我馬子に天皇に奏せる語

に葛城縣者元臣之本居也故因其縣爲姓名とあり諸書に

生土産土なども書效ひ清和天皇紀貞觀六年十月の所ふ

讚岐國梶州天川宇夫志奈神從五位下といふ事も所見に

り然れど此は何の神といふ事詳ならず扱世にも産土神

と氏神を同じ事と思ふめれど元より差別ある事あり

そも産土神とて其神の敷坐す土地に生出る諸人の産土

神なる由なるが氏神とて其氏人の祖神を云ふも更かり

其氏の祖神ならぬも殊なる由緒あるも一家及び一族ま

でも氏神と稱せる古の例にて氏をもと内と同言ふるが

其一族又一郷の内にて親く仕へ祀る神の義あり然れど

内神と云ふも同く氏子と内子と云ふが如く其神の御内

子コふる義ヨシなり  
氏と内と清濁のかとりある疑あるべけれど伊勢の内宮のあり處を宇治といふも五十鈴川の川内ある故の名あるを宇治と

いふよて知るべし然れを氏をうぢと云ふも同じ族内ある義より出さる言ありそと  
陽成天皇元慶三年の紀は伊勢國度會郡大神宮氏人神主姓荒木田三字大神宮氏人有  
三神主姓荒木田神主根本神主度會神主是也同五年の紀は制令五畿七道諸國諸神社  
祝部氏人本系帳三年一進みと見にたる類の文數多あるが其文ども氏人と云へる  
と多く内人といふと同じ様は内人とは大御神の御内は親く仕奉る由の稱ある  
をかの内臣内物部などいふ稱の内も天皇の御内は殊もまたしみ給ふ由の稱あり

然れど神名式は伴氏神社伴林氏神社などある類は胡亂  
かき祖神ふれど光仁天皇紀寶龜八年七月の所は内大臣  
從三位藤原朝臣良繼病叙其氏神鹿島神正三位香取神正  
四位上とある鹿島社と武甕槌神香取社と經津主神にて  
藤原氏の祖神ならむ但し其相殿は天兒屋根命も坐せど  
此は後より河内國平岡社より移し坐さる神なり然るは中

臣氏藤原氏にて平岡の社を氏神と稱せる事なく鹿島香  
取を氏神と稱するは中臣氏の遠祖よりして此兩社は殊  
ふる故ありて仕奉りその内人となりし故なりさて其祖  
神なるまた祖神ならぬを云はざる諸氏は氏神の祀を懇懃  
は行としめ玉へる事仁明天皇紀承和元年正月の所は  
山城國葛野郡上林郷地方一町賜伴宿禰等爲祭氏神處は  
二月の所は小野氏神社は近江國滋賀郡敕聽彼氏五位  
已上毎至春秋之祭不待官符永以往還まは四年二月の所  
は敕聽大春日布瑠粟田三氏五位已上准小野氏春秋二祠  
時不待官符向在近江國滋賀郡氏神社  
この二の敕は不待官符と宣へると氏神の祭祀を重

んじさせ玉ふ御文よて 猶委しくも玉櫛よ付て見るべし借いと  
殊よ尊き御事ありし

上代よも國々の國造ふご其領る處よ祖神を祭れるご多  
かれご其氏祖の神やがて産土神ふるも多かりし故よ世  
よなべて氏神と産土神とを混一よ思ふ事ごかりけん然  
も有れご中昔の書ごもを閱するふ産土神よ對しても其  
地よ生るゝ諸人を氏子と稱し氏神よ對しても其を奉ず  
る諸人を氏人と稱せる趣かりさて眞野時繩ご説よ其國  
其土地の靈の御徳も各々異よして人物動植皆其神氣を  
得て產生する故よ地宜方物各々其性を異よす産土神も  
これ土地の靈ふるご大八洲よ各自の國魂神あり一國よ

も國魂といひ一處よも産土神と稱す地勢方角ふ從ひて  
其靈異ふる故よ方隅不産の物あり人まご容貌言語志氣  
の不同あり是ごふ土地の神靈の寓する所ある故かり

山書といふ物よ堅土、人剛、弱土、人柔、墟土、人大、沙土、人細、息土、人美、垆土、人醜、と見に周禮の地官司徒よ以土會之法辨五地之物主とて生植の物人倫よ至るまで其異ある事を載より異域も同じ理也 是を以て漢土よも人生れて其土よ依りて姓を

命ずるも本土よ報ゆる謂なり其も左傳隱公八年の傳よ  
因生以賜姓、胙之土而命之氏とある是かりと言へるも實

然る説かり この時繩が説と其著せる神階編よ見にゆるを今と其繁を去り文をも甚く引約めて記せるあり世の謠よ人の性質の事よつきて産

土がらあど云ふゆる 抑神の幽冥より人を治め玉ふ事の本も上  
之右の説よかあへり  
の條よ小説する如く神世ふ天照大御神皇産靈大神の詔

命ふよりて杵築大社に鎮座す大國主神の無窮に治給ふ御業あること神典ふ委く傳へて著明あるを猶その古傳は本づき熟く推究めて考ふるは大國主神と幽冥の事の本を統領め給ふふこそ有れ末々の事と一國ふ國魂神一宮の神あり一處ふと産土神氏神ありて其神さちの持分て司たまひ人民の世ふ在る間と更ふも云とず生れ來し前も身退りて後も程くふ治め玉ふ趣也穴かしこそを以て人々能く尊敬をべきと即神の道かり

井上神社の段

井上神社とて井上正鐵大人の靈を鎮め祭りたる社かり

大人の傳と眞傳記ふも見えたれごまご己が聞及べる事どもをも取合せて其大畧を記さむふ清和天皇より出たる源氏の一流よて遠祖と上野國新田支流里見太郎義俊の孫鳥山三郎時成七世の孫修理亮時盛永享十二年七月下総國結城の戦ふ討死し其男鳥山新三郎時房上總國安藤村に遁れ住ける故安藤を稱號とす其後安藤左京亮時宗の里見刑部大輔義堯同左馬頭義弘同義豊は歷仕し其孫安藤七九郎時則の世は里見家坐事封を除る是は依て房州平郡上瀧田村に蟄居す然るは安藤源五右衛門教風元祿年中秋元但馬守喬房君に召出され領地の代官た



りしゞ淺野内匠頭長矩の家土木村岡右衛門の娘を娶ひ  
安藤直左衛門教典を産む教典の子を安藤市郎左衛門眞  
鐵と云ふ是大人の父主かり男子三人女子一人ありしゞ  
長男を安藤一郎教一と云ひ次と女子よて秋元常藏の妻  
とある次と正教大人ふて寛政二庚戌年八月四日江戸濱町  
秋元家の屋敷よて生れ給へり次を立志と云ひ高橋源五  
右衛門の養子とある母刀自と松平壹岐守家士井出久兵  
衛の女かり大人の童名を喜三郎と申せり同十二年は母  
方の縁よよりて富田總次の養子となり給へるが此時よ  
り富田家の本姓は復し姓を井上と改められたりかくて

思はず旨や有けん其家を退きて生家は歸られりされ  
ど姓を其まゝ井上と名告たまへり文化五年十九歳よて  
武者修行ふ志ざし父の許を得て出立たまひ或時甲斐國  
甲府は遊び田中村ふ住める磯野弘道の門人とかり醫術  
を學び玉ひき又伊勢國よて水野南北大人は會て教をう  
け給ひもそら修身の學に心をいれて晝夜といそず勤給  
へりどぞ是と問答書よも其時の事自ららるる  
し給へれを委しくとこゝお載せず 其後江戸は歸られて  
四ッ谷新宿のあふさなる鳴子村淀橋の邊は寓又兩國橋  
の邊若松町は移住し醫の業をもてなりとひとし傍ら眞  
道を語りささされて在しゞ文政十年七月は父眞鐵翁身

退られぬ大人三十八歳の時あり然る小父主身退たまふ  
は先だちて大人は遺訓せられし其御言ふ「汝神道を能明  
らめ能學びて家を治めよ又此道を受學むんと爲る人あ  
らざる懇切は傳へよ家の主斯道を知らざる家内安く國の主  
斯道を知らざる國內の民安らむあれ神道の御教貴む  
べし仰ぐべし是即て天津磐境の本津法あり若此志を失  
ひふる錦を着て高位高官は昇るとも不孝の罪甚大あり  
又我心を繼て國家の爲小功を立なば其身をよしや野山  
小屍曝すとも我子孫ありとかく申して教へ給ひき其後  
天保元年故ありて暫く深川藪の内ふる杉山治郎兵衛の

方小寓給ふ上總國久留里城主黒田家の家士安西常助の  
三女糸子を娶る時小四十一歳ありき然る小糸子の大人  
は仕ふる風まよ出入人は對する體優美しく道の志太く  
嚴めしく丈夫の心を得たりとて名を男也と改めらる同  
年中橋檜物町は移住せり其頃名を井上東圓と稱玉へり

東圓といふ水野南北大人の  
稱けられし名ありと云ふ

同五年四十五歳小して上京し白川伯

王殿の御門に入り神祇の大道を得給へりかくて先は父  
主の遺訓ありし事を忘れ玉はず日夜とふく勤しみ玉ひ  
江戸は歸られて専ら其教ごとを布施し給ふは野澤主馬  
三浦隼人長沼澤右衛門村田善彌等門に入りぬ同十一年

四月武藏國足立郡千住在梅田村神明宮の神職とあり井  
上式部と改稱し玉ひ日々神前ふ奉仕りて祓を唱へ天下  
泰平萬民安穩を祈り神道の教を講り給ひし時よ諸國よ  
り聞傳へて参り合ひ教を受るもの多く同十二年の頃ふ  
至りては松平紀伊守殿松平和泉守殿三宅土佐守殿及加  
藤勇司樗澤岡右衛門栖原庄助池田小兵衛四方傳七を初  
め老若參集ひて教導よ歸向せるをそご中ふも松平伯耆  
守殿九鬼式部少輔殿また杉山秀三伊藤祐像村越守一坂  
田正安村越正久村越鐵久安西一方わが父君鐵安等入門  
して惟神の大道を慕ひ一同力を盡し教導大よ隆盛ふふ

りぬこふ天保十二年十一月二十四日寺社奉行稻葉丹  
後守殿より召出され教示の次第を被尋調中揚屋入申付  
られより哀惜くも隼人を同年十二月廿二日獄中よそら  
ふく身死られたり時ふ五十餘歳ふりと云ふ妻采女を鴻  
巢在よ蟄居て後木下川村よて死去ぬ同十三年二月十六  
日寺社奉行阿部伊勢守殿より大畧の申口立ちしふ依て  
歸村村預けの命ありかくて御不審の廉よ書記し上申べ  
しこの事ありしかを神道唯一問答書二卷を奉り御疑惑  
を氷解たり是より猶教示し玉ふ事舊の如くふりしよ浮  
説區よ小種よの毒言を流布す者有るより同年十一月廿

八日再寺社奉行の御尋問を蒙り揚屋入とふり其教旨異  
流と裁定られ遂ふ十四年二月九日戸田采女正殿より遠  
流の言渡をうけ五月廿九日三宅島へ船出したまふ然る  
に其揚屋に在し、時祖父正安より傳手を求め手簡もて  
尋ね申し、ふ猛く雄々しき御言もて教遣し玉へり其文

よ曰く

此間之御書面下され悉披見致候此度遠島仰付られ候事新道志を立候  
て七年以前よりかゝる事のあると覺悟いたし候事候へども淺ましや

今更に驚ぬる心こそかありけれ法華の祖師日蓮の遠島に逢事二度首の座より着  
く事一度劔難二度小難數知れずと聞く又諸法を弘むるもの遠島の難に逢とざる  
あらざこゝに申すも恐多けれど神君の天下万民のため九死を出て一生を得るこ  
と十八度と仰られ玉ふと承る然れば我等如き者天照大御神の御法神國の神道の爲  
に身を捨妻子を捨天下泰平國土安全万民安穩のため東照神君の御徳を仰ぎ奉り上  
下安んらん事を願ひ参らするよの命を惜まざ神明に仕奉らんといふ難有事あらざ  
や此願成就の我願もあらじ神明の誓を必す成就の時あらざらんや日月之  
地も落ち大山も崩れて海に入り沼とあるとも此神の誓の違ふ事あるべからず古歌も

「風と息虚空と心日とまかこ海山かけて我身ありけり」  
度事御座候へどもまゝく申述べ候 ○とぞ在りける

かくて彼島よ

坐して島人をも教へ導き江戸に遣されし門人等へ便の  
時、書もて道の志を補助給へりし事等と書盡すべくも  
あらねばこゝに洩しつ凡て此島に在す事六年ふして  
終に嘉永二年二月十八日ゆくりふくも御病に掛り歿給  
ひしと飽ず悲しき事もぞ在けるさて其後明治二年二月  
九日免罪の命ありければ三宅島ふる墓所を堀反して御  
骨を迎へ奉り梅田村ふる墓に葬め参らせ同十二年我教  
子等諸の政府に願申し同年十二月十二日御許可かゝふ  
りて東京下谷西町ふ井上神社と齋奉り吾禊教の守神と

百年も千年も繼ぐは其御徳を仰ぎて奉仕るべき事と  
なりぬ猶明治廿七年十月十九日を以て禊教獨立を許可  
せられ就て祭神の中ふ加へられしと廣大の恩命かり是  
を以て吾教徒ら誰しの人も朝ふ夕な拜り奉るべき理か  
り  
さてらく獨立の御許可を蒙ることに至りしも熟々思へ  
ど其源教祖碩徳の爲す所と云へ偏は正安翁鐵安翁及  
諸教師の盡力に依る所殊は鐵安翁も即獨立請願の發起  
者にして朝暮忘るゝ事なく心盡して在しゝも明治廿三  
年三月十八日齡七十一歳にして惜しくも此顯世を退り

て幽世に歸入ましぬ爰を以て己安治其遺志を繼ぎ諸氏  
と計りて數年怠らず其事を務め仕へたりけれを終は全  
く獨立の恩命を蒙りしものよてこれ實は朝夕祈奉る神  
祇の冥助は非ずはいふで此所は達るを得んや然して前  
後打渡して終身一日の如く克く盡されしと獨鐵安翁の  
よよして其功績吾禊教の中祖とも稱つべく他は其比類  
を見ぞ故は本教神拜式は可憐道功績止稱奉り鐵安大人  
乃神靈及禊教兩勤美仕奉り主等乃神靈乃御前乎。畏こ  
敬ひ朝夕拜仕奉るべき式を定めたるなりあれ教徒の  
末々までよく此由緒を辨へ得て益斯道を厚く欣仰し克

く神恩皇恩に報い奉るべきふり

禊教主神徳畧記終

明治廿九年六月一日印刷  
同年六月十日發行

定價金三拾錢

著者兼  
發行者

東京府平民

坂田安治

下谷區四町一番地

印刷者

東京府士族

櫻井一新

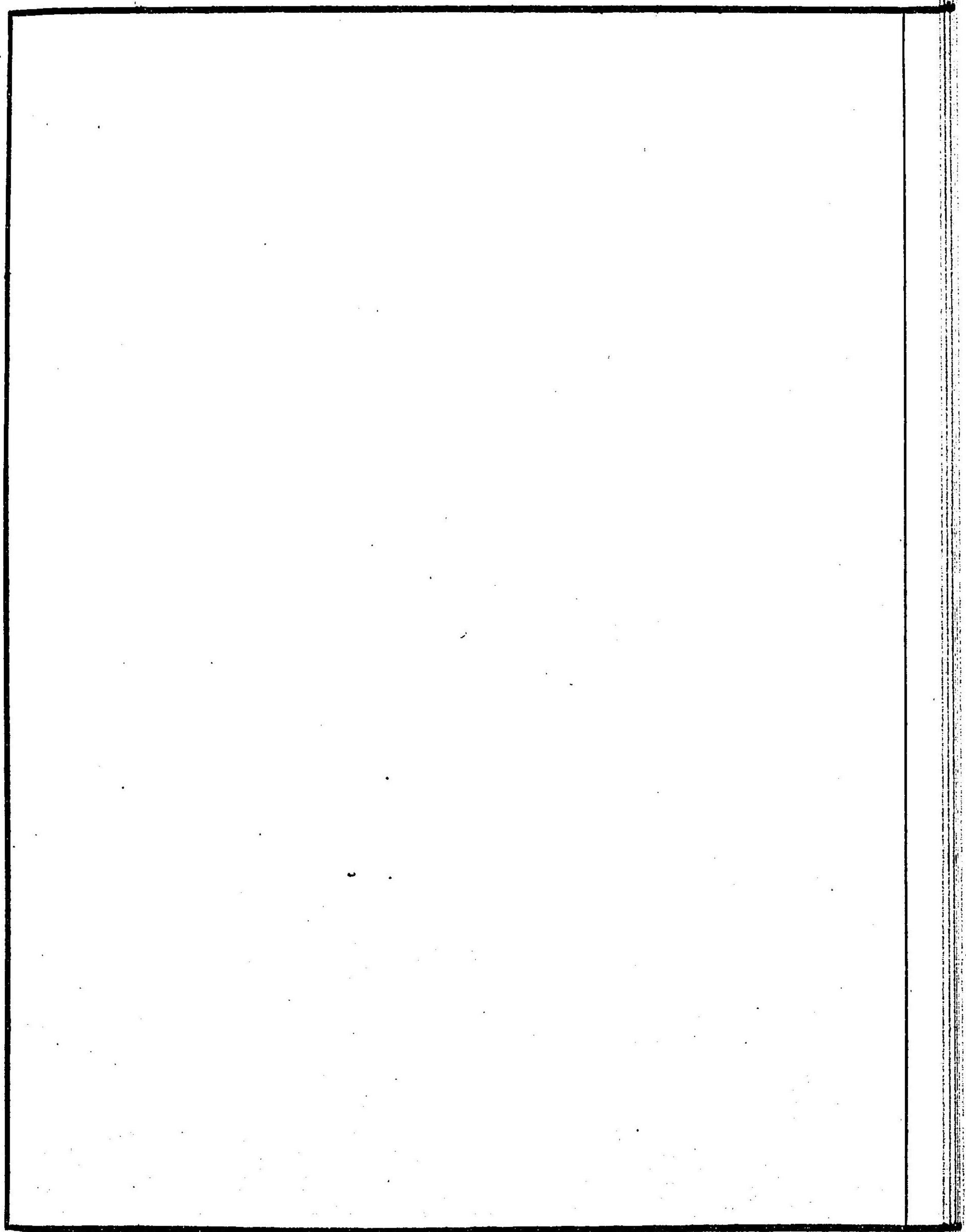
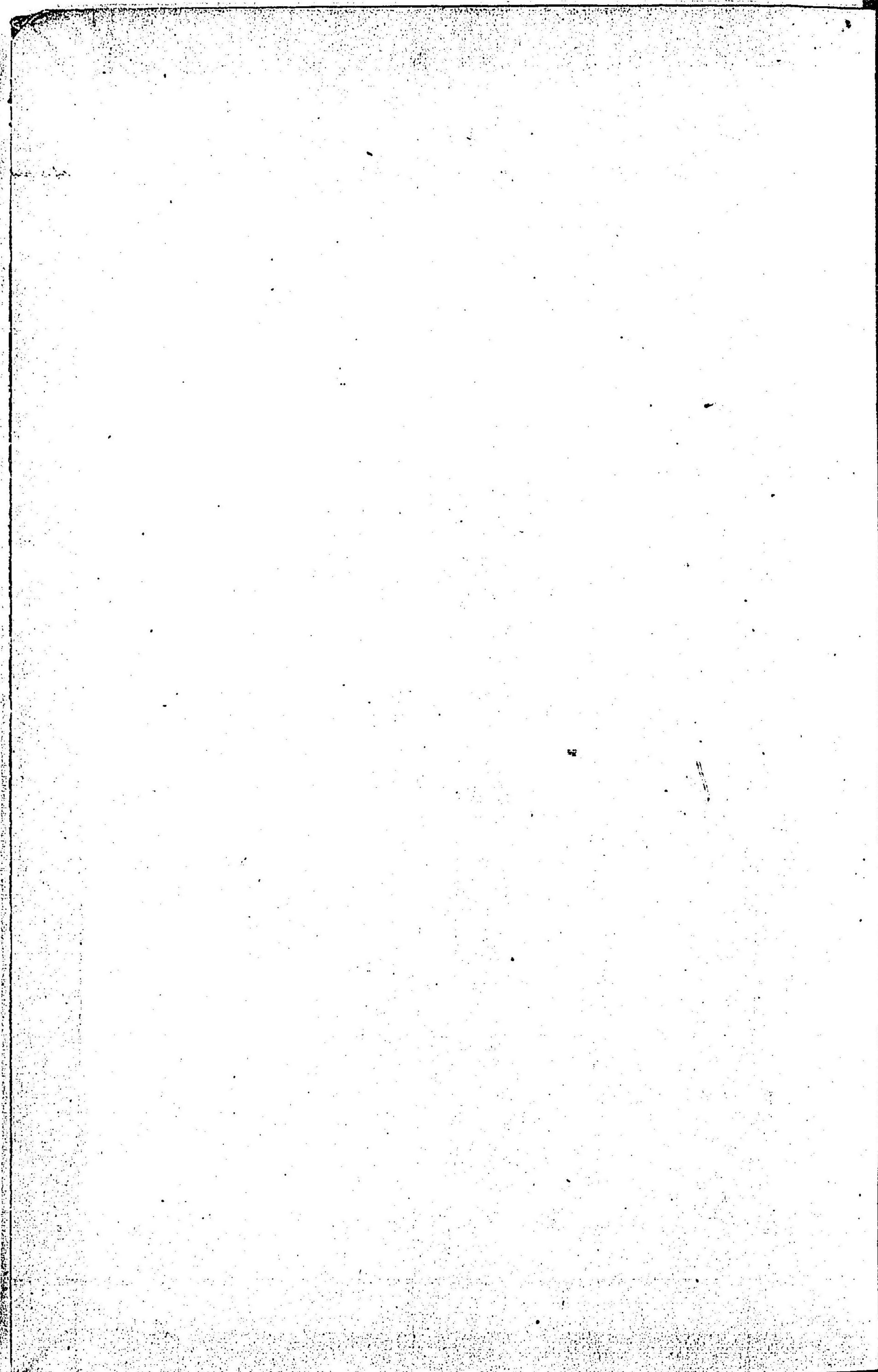
下谷區四町三番地

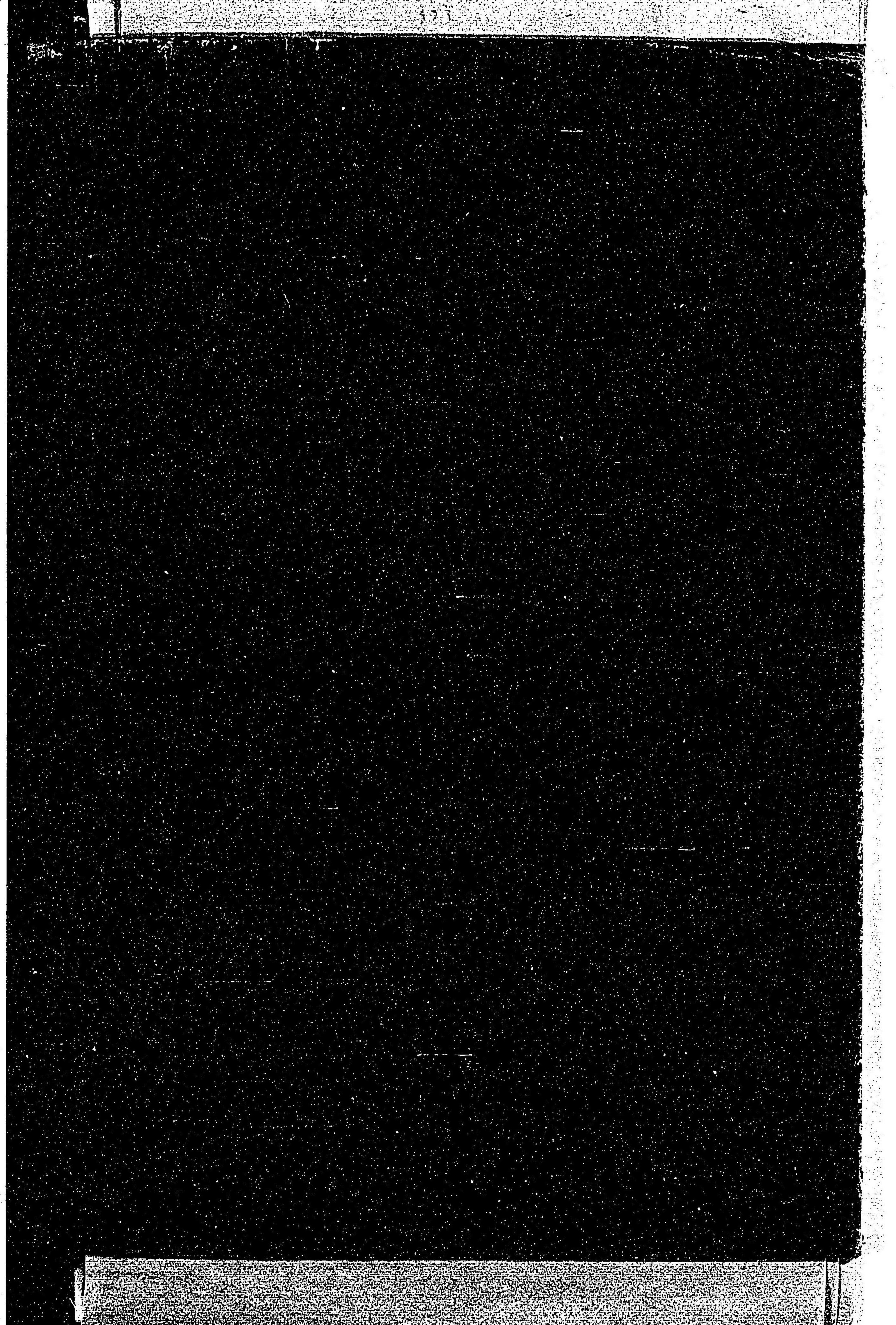


發行所

東京下谷區四町二番地

禊教本院







特56  
268

014637-000-2

特56-268

禊教主神神徳略記

坂田 安治/著

M29

ABB-1068

